

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 2 年 3 月 1 8 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第3号）

令和2年3月18日

開 議	午前9時30分
日程第1	諸般の報告
日程第2	議案第1号 岩出市印鑑条例の一部改正について
日程第3	議案第2号 監査委員条例の一部改正について
日程第4	議案第3号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第5	議案第4号 岩出市学校給食分担金徴収条例の一部改正について
日程第6	議案第5号 岩出市介護保険条例の一部改正について
日程第7	議案第6号 根来寺遺跡展示施設管理条例の制定について
日程第8	議案第7号 岩出市水道事業の設置等に関する条例及び岩出市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第9	議案第8号 令和元年度岩出市一般会計補正予算（第4号）
日程第10	議案第9号 令和元年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第11	議案第10号 令和元年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第12	議案第11号 令和元年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第13	議案第12号 市道路線の認定について
日程第14	議案第13号 和歌山県と岩出市の根来寺遺跡展示施設の管理に関する事務の受託について
日程第15	議案第14号 令和2年度岩出市一般会計予算
日程第16	議案第15号 令和2年度岩出市国民健康保険特別会計予算
日程第17	議案第16号 令和2年度岩出市介護保険特別会計予算
日程第18	議案第17号 令和2年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算
日程第19	議案第18号 令和2年度岩出市墓園事業特別会計予算
日程第20	議案第19号 令和2年度岩出市水道事業会計予算
日程第21	議案第20号 令和2年度岩出市下水道事業会計予算
日程第22	議案第21号 副市長の選任について
日程第23	発議第1号 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業の期間延長を求める意見書について
日程第24	議員派遣について
日程第25	委員会の閉会中の継続調査申出について

○田畑議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第1号から議案第20号までの議案20件につきましては、各常任委員会及び予算審査特別委員会の委員長の報告、報告に対する質疑、討論、採決、議案第21号の追加議案につきましては、提案理由の説明、質疑、討論、採決、発議第1号の議員提出議案につきましては、質疑、討論、採決、それと議員派遣の件及び委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○田畑議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に、市長から提出のありました議案は、配付のとおり、議案第21号であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第1号 岩出市印鑑条例の一部改正について～

日程第21 議案第20号 令和2年度岩出市下水道事業会計予算

○田畑議長 日程第2 議案第1号 岩出市印鑑条例の一部改正の件から日程第21 議案第20号 令和2年度岩出市下水道事業会計予算の件までの議案20件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案20件に関し、各常任委員会及び予算審査特別委員会の審査の経過と結果につきまして、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員会委員長、梅田哲也議員、演壇でお願いします。

○梅田議員 皆さん、おはようございます。

総務建設常任委員会での審査の経過と結果について報告いたします。

3月5日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第1号 岩出市印鑑条例の一部改正についてのほか議案10件です。

当委員会は、3月10日火曜日、午前9時30分から開催し、総務部門、建設部門の付託議案について審査を行いました。

議案第1号 岩出市印鑑条例の一部改正について、議案第2号 監査委員条例の一部改正について、議案第6号 根来寺遺跡展示施設管理条例の制定について、議

案第7号 岩出市水道事業の設置等に関する条例及び岩出市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、議案第8号 令和元年度岩出市一般会計補正予算（第4号）所管部分、議案第11号 令和元年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第12号 市道路線の認定について、議案第13号 和歌山県と岩出市の根来寺遺跡展示施設の管理に関する事務の受託について、議案第18号 令和2年度岩出市墓園事業特別会計予算、議案第20号 令和2年度岩出市下水道事業会計予算、以上10議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第1号、議案第2号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第11号、議案第13号、議案第18号及び議案第20号は可決、議案第12号は認定いたしました。

議案第19号 令和2年度岩出市水道事業会計予算は、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中での主な質疑を報告いたします。

議案第1号 岩出市印鑑条例の一部改正についてでは、変更する意図は。また、それによりどのような影響を受けるのか。意思能力を有する、有しないと証明する判断基準は。成年被後見人が印鑑登録できなかった理由は。について。

議案第2号 監査委員条例の一部改正についてでは、これまで20日としてきた理由は。また、特別な事情とは、どういうものが該当すると考えているのか。について。

議案第6号 根来寺遺跡展示施設管理条例の制定についてでは、屋根のある部分にどのようなものが展示されるのか。また、屋根が小さく見えるが、雨天時に見学者の対応はできるのか。半地下式倉庫のレプリカとはどのようなものか。について。

議案第7号 岩出市水道事業の設置等に関する条例及び岩出市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてでは、水道の塩素濃度は。について。

議案第8号 令和元年度岩出市一般会計補正予算（第4号）の所管部分では、個人番号カード交付事業の補助金は、国からどのように割り当てられているのか。通知カード・個人番号カード関連事務負担金はどこに支払いをしているのか。新型コロナウイルスの対応は。について。

議案第11号 令和元年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑はありませんでした。

議案第12号 市道路線の認定について、議案第13号 和歌山県と岩出市の根来寺遺跡展示施設の管理に関する事務の受託について、質疑はありませんでした。

議案第18号 令和2年度岩出市墓園事業特別会計予算では、墓地返還還付金について何基分か。また、還付に至る理由は。について。

議案第19号 令和2年度岩出市水道事業会計予算では、水道の利用戸数は何戸か。黒字が出ている中で、低所得者の負担軽減のための施策は考えていないのか。について。

議案第20号 令和2年度岩出市下水道事業会計予算では、県からの下水道事業促進交付金の内容について。また、交付される時期は。について。

以上が、総務建設常任委員会の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○田畑議長 ご苦労さまでした。

厚生文教常任委員会委員長、井神慶久議員、演壇でお願いします。

○井神議員 厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

3月5日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第3号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正についてのほか議案8件です。

当委員会は、3月11日水曜日、午前9時30分から開催し、厚生部門、文教部門の付託議案について審査を行いました。

議案第5号 岩出市介護保険条例の一部改正について、議案第8号 令和元年度岩出市一般会計補正予算（第4号）所管部分、議案第9号 令和元年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第10号 令和元年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第16号 令和2年度岩出市介護保険特別会計予算、以上5議案、いずれも討論はなく、全会一致で可決しました。

議案第3号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第4号 岩出市学校給食分担金徴収条例の一部改正について、議案第15号 令和2年度岩出市国民健康保険特別会計予算、議案第17号 令和2年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算については、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第3号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正については、資産割について、毎年見直していくのか。値上げする背景について。また、市民の納得を得られると考えているのか。広域化による岩出市のメリットは、現状でどういうところがあるのか。について。

議案第4号 岩出市学校給食分担金徴収条例の一部改正については、10円値上

げすることによりどのような充実を図ることができるのか。給食の無償化については考えていないのか。就学援助の費用について市の持ち出し分の金額は。について。

議案第5号 岩出市介護保険条例の一部改正については、低所得者の軽減措置に該当する方の数は。軽減措置することにより、財政的にはどう考えているのか。について。

議案第8号 令和元年度岩出市一般会計補正予算（第4号）の所管部分では、障害児通所給付費の増額理由は。また、児童発達支援に対して施設は足りているのか。就労移行支援について、どのような支援を行っているのか。また、作業所等に行っていない方について市は把握しているのか。新型コロナウイルスによる休校で、学校給食に従事している方への対応は。また、食材はどのようにしたのか。教育のICT化によるメリット、デメリットはどのように考えているのか。について。

議案第9号 令和元年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、質疑はありませんでした。

議案第10号 令和元年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）では、居宅介護サービス給付費の増額について、どの分野で増額しているのか。また、どのような分析により算出したのか。必要なサービスを受けるため、限度額を超えている方の実態を把握する必要があるのではないか。入所している方で、施設外の病院を受診する場合の仕組みはどのようになっているのか。について。

議案第15号 令和2年度岩出市国民健康保険特別会計予算では、保険給付費及び退職被保険者等療養給付費の減額理由は。未受診者対策業務委託料について、どこに委託するのか。また、内容は。パートタイム会計年度任用職員及び会計年度任用職員の内容について。

議案第16号 令和2年度岩出市介護保険特別会計予算では、現年度分普通徴収について、どれぐらいの件数を見込んでいるのか。地域介護予防活動支援事業について、活動の状況は。また、健康寿命を延ばしていくことに対してどのように考えているのか。主治医意見書手数料について、何件で単価は幾らと見込んでいるのか。また、意見書の内容は。について

議案第17号 令和2年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算では、普通徴収されている方について、全体の割合は。滞納されている方等の相談体制はどのようになっているのか。団塊の世代が75歳を迎えるに当たり、長期的にどのように推移していくと考えているのか。について。

以上が、厚生文教常任委員会の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

- 尾和議員 1ページの10円値上げということをおっしゃったんですが、これは30円値上げと違いますか。訂正してほしいんですが。
- 田畑議長 質疑の中で、そういうことだったそうですが、10円値上げについて、どのような内容になっていくのかというそういう質疑があったそうです。
- 尾和議員 私がこれ発言しておりますけども、実質は30円値上げなんで、30円という表現をしたと思うんですけども、記録をとっておられて、そのようになっているのであれば、30円だという理解をしていますので、この文面ではおかしくなるんです。30円に訂正をお願いします。
- 田畑議長 質疑内容が、30円アップするうちの20円は市が負担し、あと10円の値上げについて、どういう質が上がっていくのかということに対して答弁があったということでもあります。そういうことで間違いないと思います。
- 尾和議員 今言われたやつをこの前文の中に入れてください。これだけやったら、安直に考えたら、10円値上げとしかとれないんで、今、議長が言われた案文をその前に入れて、ここで報告してください。
- 田畑議長 そうしたら、委員長のほうで報告してください。
- 井神議員 済みません。議案第4号の岩出市学校給食分担金徴収条例の一部改正についてでは、30円の値上げ分のうち20円は市の負担分となっているが、10円値上げすることにより、どのような充実を図ることができるのかに訂正させていただきます。
- 田畑議長 ご苦労さまでした。

予算審査特別委員会委員長、上野耕志議員、演壇でお願いします。

- 上野議員 予算審査特別委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

3月5日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第14号 令和2年度岩出市一般会計予算、1件です。

3月5日、本会議終了後、正副委員長の互選を行い、引き続いて、総務部長に対して議案第14号の議案説明を求めました。

議案説明に引き続きまして、議案の審査方法について協議を行い、総務部門、建設部門、議会部門、厚生部門、文教部門の順に審査を行うことに決定いたしました。

3月12日木曜日、総務部門、建設部門、議会部門、3月13日金曜日、厚生部門、文教部門の順で、延べ2日間にわたり特別委員会を開催し、歳入歳出に対する質疑を行い、市当局から詳細な説明を求め、慎重な審査を行いました。

文教部門の審査終了後、議案第14号 令和2年度岩出市一般会計予算に対する討論の後、賛成多数で可決いたしました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

委員会での審査の質疑、答弁の内容につきましては、後日、委員会の記録が作成され次第、配付させていただきます。

これで、予算審査特別委員会のご報告を終わります。

○田畑議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員会及び予算審査特別委員会の委員長の報告は終わりました。

これより各常任委員会及び予算審査特別委員会の委員長の報告に対する質疑に入ります。

委員長の報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、採決を行います。

議案第2号 監査委員条例の一部改正の件、議案第5号 岩出市介護保険条例の一部改正の件、議案第6号 根来寺遺跡展示施設管理条例の制定の件、議案第7号 岩出市水道事業の設置等に関する条例及び岩出市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正の件、議案第8号 令和元年度岩出市一般会計補正予算（第4号）の件、議案第9号 令和元年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件、議案第10号 令和元年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）の件、議案第11号 令和元年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件、議案第12号 市道路線の認定の件、議案第13号 和歌山県と岩出市の根来寺遺跡展示施設の管理に関する事務の受託の件、議案第16号 令和2年度岩出市介護保険特別会計予算の件、議案第18号 令和2年度岩出市墓園事業特別会計予算の件、議案第20号 令和2年度岩出市下水道事業会計予算の件、以上、議案13件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案13件に対する討論を終結いたします。

議案第2号、議案第5号から議案第13号、議案第16号、議案第18号、議案第20号の議案13件を一括して採決いたします。

この議案13件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号、議案第5号から議案第11号、議案第13号、議案第16号、議案第18号、議案第20号の議案12件は、原案のとおり可決、議案第12号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第1号 岩出市印鑑条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 おはようございます。

議案第1号 岩出市印鑑条例の一部改正について、私は反対討論を行います。

今回の印鑑条例改正について、現行の条例、登録資格、第2条において、住民基本台帳法に基づき、本市が備える住民基本台帳に登録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができるとある。

本人にかわる個人を証明する分身でもあります。人の命に通ずるものとして、現在は使用される実印鑑です。それだけに重要なものであることは言うまでもありません。役所に書類を出すときも、車や家を買うときも、遺産相続の手続にも必要な判こであります。電子取引、電子申請が普及しても、なぜなくなる。それどころか、実質のサインよりも、目の前にいる本人よりも、判こが信用されているのです。銀行などでは、これは登録された判こは違えますと書類を突き返されることもある。

10年ほど前までは、中国や韓国、台湾にも印鑑登録制度がありましたが、今も続くのは世界で日本だけであり、日本人は一生のうち、平均5本の判こを持つと言われております。結婚して夫婦で新しい人生を始めるときに、実印、銀行印、認め印の3点セットを送る風習もありました。車の車庫証明、マイホームの登録なども、もちろん親御さんが亡くなったときの遺産相続では、遺産分割協議書に各相続人の実印が必要になります。

加えて、銀行や役所などでの脱判この流れもあります。そうした動きはありますが、判こをなくすと不便であるのも事実です。平日の日中、銀行の窓口に行けないサラリーマンの妻がかわりに行ってもらうとき、静脈認証ではどうしようもない。会社印にしても、社長の静脈を登録して、手続のたびに社長が銀行や役所に出向くのは現実的ではありません。

判こには判この利便性があります。判こは本人認証というよりは、確かにこれを

どうしたという意思表示の証拠として意味が大きい。だから、静脈認証や生体認証で全て代替できないのであります。印鑑証明とは、この実印を本物であると証明するための書類であります。

印影のほか、氏名、住所、年齢などが書かれております。実印は本人を証明する手段として最も信用性が高く、官公庁での諸手続を初め、公正証書の作成、銀行からの借り入れなど、大きな契約取引の際に必要であります。

しかし、実印だけでは第三者による成り済まし行為が簡単に発生してしまうことから、公的な印鑑証明をあわせることで、初めて効力を発揮するようになります。

実印のみ、もしくは印鑑証明のみでは契約はできません。印鑑証明は人生において頻繁に使用するものではないため、初めて取得するという方も多いのではないのでしょうか。これは大切な印鑑登録において、成年被後見人を削除して、基準もなく、誰が誰をもって判断するかもわからない、意思能力を有しない者に改めるとあるが、少なくとも公正で中立的立場の者が判断しないものは、到底理解できません。

市役所において、市民課で誰が意思能力を有しない者と判定するのでしょうか。窓口において、恣意的に取り扱いをすると憲法に保障されている個人の人権をないがしろにすることにもつながることが懸念されます。

以上、よって、私はこの印鑑条例に対して、この条例改正に対して反対をいたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

山本重信議員。

○山本議員 議案第1号 岩出市印鑑条例の一部改正について、私は賛成討論を行います。

岩出市印鑑条例の一部改正については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたため改正を行うものであります。

条例改正の内容は、印鑑の登録を受けることができない者のうち、成年被後見人を意思能力を有しない者に改め、成年被後見人を一律に排除する規定から、必要な能力の有無を判断する規定へと改正するものです。

この改正により、これまでの印鑑登録ができなかった成年被後見人の方が、法定代理人を同行し、かつ本人による申請があるときは意思能力を有する者として印鑑登録ができるようになります。

成年被後見人等の人権尊重の観点から、本議案について、私は賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第1号に対する討論を終結いたします。

議案第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

議案第3号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第3号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について、反対討論を行います。

この議案は、国保事業者に対して、県の広域化に伴い、新たに負担増を押しつける条例となっています。県の広域化に対して、自治体独自に一般会計からの繰り入れ施策は柔軟に対応できる側面もあるとされていますが、今回の条例の基礎となる部分では、市としての対応は十分にとられていないと考えます。

将来の資産割廃止を前提に、所得割、均等割部分の税率を引き上げるものとなっており、新たに国保利用者への負担を押しつけるものとなっています。

この条例における影響額として、国保会計では、一般被保険者部分では1,785万円の増額となっています。言うまでもなく、国保利用者は低所得者が数多く加入しており、このような値上げが行われれば、ますます払えない世帯を生み出し、生活破壊につながります。

市としての健康施策の充実、病気やけがを防ぐ施策の向上を進めることとあわせ、国保利用者の負担軽減対応こそ求められていると考えます。国保の高騰化の要因となっている国の負担割合の是正を県の広域化組織とも力を合わせて改善を求めることを申し述べ、反対討論といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 議案第3号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について、私は賛成

の討論を行います。

国民健康保険は、被保険者の高齢化や医療の高度化を背景に、国保1人当たりの医療費は全国的に増加の一途をたどっております。このような状況の中、平成30年度から制度改革により県が財政運営の責任主体となり、県は市町村ごとに国保事業費納付金を決定し、市町村は決められた額の納付金を県に納付することとなっております、その納付金には、保険税を充てることとされております。

1人当たりの医療費の増加等により、令和2年度の国保事業費納付金が増額し、現行の税率等では賄うことできないため、税率等の改正は、納付金の納付に必要な費用を確保するためには、やむを得ないものであります。

また、本改正では、基金を活用することで被保険者の保険税負担の増加に対し、一定程度の負担緩和が図られた改正内容となっております。

また同時に、資産割の引き下げも行われており、県国保運営方針における3方式による統一保険料を見据えたものとなっております。

以上述べました理由により、国民健康保険の運営に必要な条例改正と認められますので、私は本議案に賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第3号に対する討論を終結いたします。

議案第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議案第4号 岩出市学校給食分担金徴収条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第4号 岩出市学校給食分担金徴収条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

そもそも教育の一環として行われている給食は、無料にすることが望ましいと考えており、その方向にこそ向かうことを望んでいます。今回の値上げは、食材費の

価格の上昇に伴い見直しを行うというものです。小学校、中学校、1食、たったの30円の値上げだと考えるかもしれませんが、月にすると、小学校では4,000円が4,600円となり600円の値上げ、中学校では4,300円が4,800円となり500円の値上げ、年間で言えば、大体6,000円、5,000円もの出費がふえるということです。

家族の中で学校に通う子供が多ければ多いほど負担は大きくなります。ただでさえ経済状況は落ち込んだままで、給料は上がらない、しかも10%まで消費税は引き上げられ、家計が大変なときに、わずかな金額であっても、負担がふえれば生活に影響を及ぼします。

現行の収支は、食材だけで179万円もの市の持ち出しと説明ありました。運営費がかかっていることも理解できますが、市が負担できない金額ではないと考えます。学校給食も教育の一環と捉えるならば、保護者負担をふやさず据え置きすることもできたはずではないでしょうか。

持続可能な開発目標、SDGsの中にも貧困をなくそう、飢餓をゼロに、全ての人に健康と福祉を、質の高い教育をみんなにと目標があります。まちづくりを進める上でも重要なテーマの1つ、こうしたことから考えても、今回の値上げは逆行するものと考えます。

よって、この議案には反対といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 議案第4号 岩出市学校給食分担金徴収条例の一部改正について、私は賛成の立場で討論いたします。

この条例につきましては、岩出市学校給食運営委員会において、昨年度から3回にわたり審議を重ね、委員会より給食費の見直しについて意見書が提出された上で改正するものであります。

近年の諸物価の高騰に伴い、給食用食材の価格などが大幅に上昇しております。給食用の牛乳とパンや米飯の加工委託料は毎年値上げされ、給食用食材購入費にかけられる費用が圧迫されております。従来 of 献立を維持することはもとより、さらなる献立内容の充実を図るためにも、給食費の見直しは不可欠であると考えます。

学校給食の円滑かつ適正な運営を図るため必要と考えますので、私は、本議案について賛成といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第4号 岩出市学校給食分担金徴収条例の改正について、私は反対討論を行います。

今回の小学校230円を260円、中学校250円を280円に、いずれも給食費30円を値上げするという内容です。実施日は4月1日から実施するとある。本会議の質疑の中で、市は食材の高騰、野菜の値上げと答弁した。米は10キロ当たり3,570円で購入していると答弁したが、量販店にて売価を調査してみると約3,000円であり、安いものでは2,800円のものもあった。この値上げで、豚肉から牛肉が使用でき、内容の充実ができると言っているが、理解できません。野菜に至っては、その時々で値が下がるときもあるので、その理由として不適當であります。

また、年間の収支、赤字はマイナス1,790万円だと言っておりますが、しかし、この金額は、岩出市の来年度の総予算167億7,350万円から見てみると、0.001%にも満たない金額であります。

昨日、3月17日、大阪市は新型コロナウイルスの感染拡大を受け、2021年4月に開始予定だった市立小中学校の給食費の無償化を子育て世帯の負担軽減にするため、ことし4月から前倒しして実施するという考えを発表しました。感染拡大がいつ終わるかわからない状態だから安心して子育てできる形をつくりたいと述べ、市が20年度に負担する財源は70億円程度で、年間五、六万円の可処分所得が各家庭にふえると見込んでおります。

大阪市の教育委員会において、政令市で給食費を無料にするのは初めて、当初の目的も保護者らへの負担軽減だったが、新型コロナの感染拡大で前倒しにして支援が急務と判断したとあります。なぜ、大阪市と比較してこんなに違うのか。岩出市は根本的に子供支援の考え方を改めるべきであると私は考えます。

よって、私は、この条例、給食費値上げに対して反対をいたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第4号に対する討論を終結いたします。

議案第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議案第14号 令和2年度岩出市一般会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第14号 令和2年度岩出市一般会計予算に反対の立場で討論を行います。

岩出市の特徴面である子育て支援面では、子供医療費無料化制度において、今年度も1割負担が導入されています。保護者負担をしなければ親が子供に注意を払わないという市の認識こそ改善が求められるもので、負担のない制度への改善がどうしても必要と考えます。また、学校給食の無償化が言われる中で、今年度、新たに給食費の値上げも行われています。子育て支援の充実とは相反するものと言わざるを得ません。

高齢者、障害者などの移動手段対策としての乗り合いタクシー制度など、移動手段の改善、利便性向上への調査や研究、検討も公共交通検討協議会の開催予定は1度というものでした。真剣に住民の移動手段改善対策に取り組んでいるとは到底言えないものだと考えます。交通手段の検討については、地域住民の不安や意見を尊重し、丁寧な対応が必要と考えます。福祉タクシー券制度においても、障害者の社会参加の促進を図る施策として、ガソリン券など利用しやすい制度への改善もされてきていません。

公民館運営面でも、午前中休館からの公民館運営の改善、公民館貸し出し時期についても、1カ月前という状況は改善されていません。

これ以外にも、いわで御殿については、今後の利用方法、方向性が見えない中で、いわで御殿の改修に1億円も使われようとしています。市民の声を聞きながら、活用方法を議論して、活用方法を見きわめてから改修対応すべきものと考えます。

危機管理体制面では、今回のコロナウイルス対策において、市民に対しての対応面を初め、いち早く議会へ事後対策を報告されている自治体もある中で、危機管理室が全面的に先頭に立って、教育委員会部局、生活福祉部などの連携面を図る危機管理体制のあり方において、十分機能が発揮できていない一面も問われている体制ではないかとも考えます。

ごみの減量化対策面については、目標の見直しを行うということを明言しながら、次期計画においてどう減量化を図るのか。指数とする目標内容などは不透明なままでした。新たな計画内容の公開こそ求められるものです。

予算総額面から見てみますと、市民が払った税金は、どこの自治体でも、基本的には同じ割合で算出されており、国、県からの交付金で行政を進めている中で、市民の納める税率が変わらないのに、1人あたりに使われる市民サービスの算定額は、他市と比べ非常に少ないものとなっています。

現在、岩出市民の要求は山積みしています。子供医療費の改善、高騰化する国保、介護対策、保育所施策の充実、大規模学校の解消など、市民要求は山積みしているのです。

今年度予算については、若者が安心して暮らせるまち、誰もが行き届いた教育を受けられるまち、福祉・医療の充実したまちを築いていく予算として、市民の暮らしを応援する予算となっていないと考えます。

経常収支比率や財政力指数面では、岩出市は優良な自治体です。この間、岩出市は年々基金をふやし続けて、現在では66億円にまで積み上がってきています。この基金の活用や、国、県の補助事業の促進こそ岩出市に求められていると考えます。

就学前の前倒し支給や健康促進へのポイント制度の導入など、前進面はありますが、他市並みの市民サービス算定額の予算へと積極的に事業展開を行い、市民生活改善につながる予算が求められているということを申し述べて、反対討論といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

福山晴美副議長。

○福山副議長 議案第14号 令和2年度岩出市一般会計予算について、私は賛成の立場で討論いたします。

一般会計予算につきましては、地域の発展と活性化、「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向け、確実にかつ継続的に各種行政サービスを実施するため、前年度比で3億2,900万円、2.0%の増となっております。健全財政の堅持を財政運営の軸として、国・県補助金等の財源を有効に活用し、基金の繰り入れも必要最小限としており、また、市の借金である市債は、臨時財政対策債と重点事業である国土強靱化対策事業の財源として、緊急防災・減債事業債を活用するなど、将来に負担を残さないよう努められていることが十分うかがえます。

計上されている各事業については、国土強靱化対策、下水道整備、観光促進及び学力向上に重点を起きつつ、子育て支援につきましては、岩出市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子供たちが心身ともに健やかに育つよう、さまざまな施策を推進されます。

また、子供医療費助成制度については、利用できる医療機関の拡大を図り、利便性の向上に期待しているところです。

障害のある方の移動手段につきましては、福祉タクシー券助成事業により社会参加の推進を図っていることのほか、高齢者、障害のある方などの移動手段として、岩出市巡回バス運行事業や紀の川コミュニティバス運行等事業、また、大阪方面への通勤・通学等の交通手段としての大阪方面路線バス運行事業により、市内はもとより公立那賀病院や公共交通機関などへのアクセスを図り、市民の日常生活における安全で利用しやすい移動手段の提供に努められています。

また、いわで御殿省エネ改修工事につきましては、市の財産である既存公共施設の老朽化対策に向け、財源確保に努められていることが見受けられます。

危機管理面では、今回の新型コロナウイルス感染症につきまして、2月12日に新型インフルエンザ等対策連絡調整会議を、また3月2日には新型インフルエンザ等対策本部を設置し、粛々と対策を進めていると聞いております。

また、学力向上については、小中学校におけるICT化の推進を計画的に実施されています。これらは福祉施策や教育関連施策等の一部であります。各施策にわたり充実した内容であり、将来を見据えた住民福祉の向上を目指した予算編成がなされております。

以上述べました理由により、私は本議案については賛成といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第14号 2020年度（令和2年度）岩出市一般会計予算に対する反対討論を行います。

私は、2020年度岩出市一般会計予算案に対して反対したいと思います。

まず1番目の理由についてであります。新年度の重要事業として、これまで取り組んできた防災対策、人権施策、地域高齢者福祉対策、介護・障害者事業、公共下水道事業、観光振興、生活保護、子育て支援事業、道路整備、浸水対策及び学校教育、学力向上に引き続き重点を置いて予算化をしたと表明されました。

いずれも重要な課題で、解決すべき課題であることは否定しませんが、子育て支援を掲げるなら、中での一番重要な課題は少子高齢化に向けての子育てへの手厚い予算配分であると考えます。

岩出市の最大でやるべきことは、市民の命と暮らしを守るために、どのような政策を構築するかであり、政の基本であります。中でも中学校卒業までの医療費の無

料化であります。市の見解は、親が子に対してやるべきことが基本であるとして、いまだに実施しないことは全く理解できません。和歌山県下で、ただ岩出市だけが市民の声に答えていない、時の流れに逆行しているのです。また、中学校のマンモス化を見ておきながら、将来、人口減少するからといって、全く基本計画すらしめない姿勢は、市民として許されるものではありません。

さらに、人間が子々孫々にわたり生きていくためには、破壊されつつある地球環境を守るために、今何をやるべきか。市民と協働して、目標を掲げ取り組むことが大切であり、具体性が全くありません。

さらには、公共性、効率性、費用対効果等を考え、今まで行っていた施策についての総括を行い、評価や分析、検証を加えるなど、新年度予算に反映すべきであります。評価までは実施していますが、継続するか、やめるかの最終判断については公開されておられません。何を審査し、査定して決めたのか。

また、市民の知る権利を伏せて、情報の公開をしていない。いつでもその場所に行けば全ての市行政のやっていることが、これからやろうとする事業が閲覧できる情報コーナー、センターを正面玄関に設置することを求めてきましたが、これもやろうとしていません。

今、岩出市民は何を求めているのか。それに答えるためにどう予算に反映するか、総合的な立場から、広く市民にとって、より有効な施策となるようにすることが極めて重要であります。市民の血税を市民サービスとして振り向けることであります。創造性のある市民が感動する予算とはなっていません。夢あるものではない。今までの惰性で予算を編成したとしか見えません。

観光振興と言いながら、岩出市への宿泊施設はほとんどなく、民泊への取り組みもありません。

具体的に指摘しておきたいと思います。市税の増加する要因については、外部の要素が多くあり、自然増が主なものであります。しかし、新型コロナウイルスで、今後税収は不安定であり、不確定であるという要因が発生してきております。また、過去、贈収賄、公金の着服事件、入札の改善等々、岩出市民を裏切ってきた。清潔で公正な行政が最大の課題であります。この点について一言も触れておられません。議員として、毎年、警鐘を鳴らし続けておきたいと思います。さらに改善し、二度と起きないような、日ごろから常に改革し、実行すべきであります。

ゼロベースで経営の見直しを行い、費用対効果の検証、事務事業の見直し、優先順位を決め、簡素化に努めるとともに、義務的経費を含む歳出抑制に努められたの

か疑問であります。市民にもわかりやすい広報が求められると思います。

ふるさと納税に向けて、やっと取り組みをしてきておりますが、余りにも貧弱過ぎます。市有財産の有効活用等により歳入確保に努め、新たな収入の獲得に知恵を出し合い、積極的に取り組むとともに、収納目標値が明確ではなく、曖昧であります。

信頼される行政の基本は、行政の透明化であり、いかに情報を公開するかにかかっております。市民への説明責任を果たしていくその過程、結果の情報を全て公開すべきであります。

公文書の管理は後世に対する検証すべき事項であり、改ざんすることのないよう強く求めておきます。

市民サービスの向上には、職員の健康と安全・安心がなければなりません。しかし、現行の予算では人材の活用及び活性化のためのスキルアップを全庁挙げて取り組み、職員間の自由闊達な意見を尊重し、予算に反映することです。

職員の賃金について、市行政の業務を支えている非常勤職員は低賃金、低労働条件であり、官制ワーキングプアの固定化をするものであり、同一労働、同一賃金の流れに逆行するものになっております。抜本的な改善がされておられません。

さらに、過労死、自殺が増加していく中、超過勤務の削減、有給休暇等々の消化向上に取り組むことも不明確であり、質疑の中でいろいろな理屈をつけて答弁し、取り組む意思があるとは考えられません。

住基カードからマイナンバーに切りかえられて、ますます税金の無駄遣いになっており、この施行は個人情報漏えいにつながり、市民にも役に立たないものであると考えます。全国民の普及率は約14%程度であると言われております。情報企業への無駄遣い投資であり、税金の無駄遣いと言えます。

光熱水費について、省庁を初め、全ての公共施設に関して節電効果ができるLED化計画はまだまだ不十分であること、過去から電力の自由化が実施されてきましたが、何やかんや言いわけをして、具体的実施計画はない。他の先進市自治体に学ぶ姿勢がないことです。

同時に、福島原発の事故から、3月11日で丸9年になりますが、いまだに5万人から7万人が、福島県浪江町では6%、周辺での自治体でもよい市町村で10人中2人、20%しか避難し、故郷へ帰還できない現状があります。未曾有の放射能による被害を受けていることに真剣に考えるならば、脱原発ゼロへの取り組みを進め、再生可能エネルギー普及に取り組むべきですが、太陽光発電設置への補助金創

設は岩出市ではありません。

工事請負費に関して、積算根拠を詳細に組まず、予算との乖離を最小限度にすることをたびたび求めてきましたが、予算と決算の乖離があり、いまだに精度が向上していないと考えます。つまみ予算であると言えます。さらに、決算時に入札の差額であると言い、当たり前のような顔をする発言をしております。

また、ワクチンの同時同日接種に、毎年約1,000万円から無駄な支出をしていることにもかかわらず、改善する意思がなく、何を求めて仕事をしているのか。

さらに市民サービスの一環として、新庁舎の建設は一新されておらず、継ぎ足しばかりの現状であり、かえって費用がかさんでいるとしか言えません。南庁舎を増設したが、庁舎内は迷路化して、動線の表示を求めてきましたが、これすら実施をしていません。

市民サービスの向上のため、不安定な臨時職員、非常勤職員から正規職員への登用はもっと重要な課題であります。5万3,000人から人口が増加しているにもかかわらず、職員数は見直しもしていない。これだけ職員への負担が増加していることは火を見るより明らかであります。この点について、具体的方針がないことでもあります。

防災マニュアル作業事業では、土砂災害危険箇所への看板設置をするような予算はなく、市民への啓発予算となっていないこと。また、自主防災組織についても、設立はしたが、実際に開店休業の組織にならないよう、市としてもっと側面から支援をすべきであります。

予算書、説明書欄での表記について、一言申し上げます。

行政みずから障害者の人権を守るべきでありながら、「障がい」の「がい」と平仮名表示に改める意思がないこと。公民館使用制限をしながら、勤労者が集える施設の設定計画がないこと。若もの広場、大門池、新池駐車場に関して賃貸契約の不当性を主張し、返還を求める発言をしてきた。いまだに市民の税金である約4,700万円を請求せず、弁護士と相談をしていると言いながら、行動に移そうとしないこと。大門池、新池訴訟裁判について、高裁での判決が出たと聞いておりますが、この件についてどうしていくのか不明確であること。ほかにも指摘すべき事項は多々あります。

最後に、強調しておくべき事項について申し上げます。

議案提案者であり、そのトップである市長が、各常任委員会に欠席して開催していることは、余りにも無責任であります。他の業務があっても、委員会の出席を第

一にすべきであります。執行機関、市長がいない中で、補助機関、補助行政職員のみで審議すること自体、異常であり、到底納得できませんし、理解できません。和歌山県知事は、みずから委員会に出席していると言っております。二元代表制の中でチェック機能を高めていかなければならないのに、岩出市議会が行政のこの態度に対して是認すること自体、問題であります。

さらに、1人会派として、不利益な扱いを強要し、特別委員から排除して議事が進められていることについては許されない。パワハラの暴挙であり、村八分、差別であると言わざるを得ません。

市議会議員の基本は、行政の監視及びチェックであり、質疑及び一般質問において、行政をただしていくことであります。

そういう立場から、今回の2020年（令和2年度）新年度予算に対して、反対いたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 議案第14号 令和2年度岩出市一般会計予算について、私は賛成の立場から討論いたします。

我が国の経済は緩やかに回復していくことが期待されており、また、和歌山県内も緩やかに回復しつつあるとされておりますが、通商問題の動向や海外経済の不確実性、消費税率引き上げ後の消費マインドの動向、さらには新型コロナウイルス感染拡大による影響に留意しなければならない現状となっております。

このような中、令和2年度は、市において、第2次長期総合計画後期基本計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の決算の年でありますので、地域の発展と活性化を進めるとともに、「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向けた各種行政サービスへの取り組みがこの予算から見受けられます。

また、歳入においては、国・県補助金等の財源を有効に活用しており、基金の繰り入れも必要最小限としています。また、市の借金である市債は、臨時財政対策債と重点事業である国土強靱化対策事業の財源として、緊急防災・減災事業債を活用するなど、健全財政に努められております。

次に、歳出において計上されている各事業は、国土強靱化対策事業については、ため池ハザードマップ更新事業、地蔵池防災環境整備事業、幹線道路舗装長寿命化事業、災害用備蓄物資配備事業の拡充や同報系災害行政無線整備事業など、重点的に配分されております。

また、学力向上については、国の補正予算との相乗効果も見込まれる、小中学校におけるICT化の推進を図る教育情報化推進事業を計画的に実施されております。

下水道整備、観光促進及び子育て支援を初めとする各福祉施策についても、将来を見据えた住民福祉の向上を目指した予算編成がなされております。

このように当該予算は、健全財政に引き続き配慮しながらも、各種施策にわたり充実した内容であります。

よって、私は、本議案について賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第14号に対する討論を終結いたします。

議案第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

午前10時50分から再開いたします。

休憩 (10時35分)

再開 (10時50分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

議案第15号 令和2年度岩出市国民健康保険特別会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第15号 令和2年度岩出市国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

国保の財政を都道府県に集約する国保の都道府県化をスタートさせ2年が経過しました。都道府県化の最大の狙いは、市町村が一般会計から国保会計に繰り入れて行っている自治体独自の国保税軽減をやめさせ、その分を保険料に転嫁させることになります。市町村の独自繰り入れの解消で国保税がさらに引き上がり、保険証の

取り上げや差し押さえなど、無慈悲な滞納制裁が一層強化されるのでは、住民の苦難は増すばかりです。

今、岩出市に求められているのは、住民を守る防波堤となる自治体の役割が問われています。新年度予算では保険料の改定案が上程されました。これ以上高過ぎて払えないと悲鳴が上がっている保険料の値上げを容認することはできません。国保加入者の多くは低所得者です。値上げが続けば滞納者もふえてしまうことにつながり、悪循環が起きてくるのではないのでしょうか。国保の都道府県化は、市町村の一般会計繰り入れをやめさせる圧力を強化するものですが、地方自治を規定した憲法のもと、市町村独自の公費繰り入れを法令で禁止はできないというのが政府の説明です。一般会計の繰り入れで、国保税の引き上げを行わない選択もできたはずですが、しかも、今後ますます引き続き上がることが予想されます。

高過ぎる保険料は、住民の暮らしを苦しめているだけではなく、国民健康保険制度の根幹を揺るがしています。全国知事会や全国市長会、全国町村会などの地方団体は、加入者の所得が低い国保がほかの医療保険より保険料が高く、負担が限界になっていることを国保の構造問題だとし、国保を持続可能とするためには、被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要と主張しています。

国民健康保険制度に構造的な問題があるのは、今や共通認識となっています。これを解決するために、全国知事会等が求めている公費1兆円の投入で、サラリーマン健康保険並みに保険料を引き下げることや子供がふえれば保険料もふえる応益負担割の廃止を行うこと。そして、払える保険料にして、市民の命と健康を守る国民健康保険制度に改善すべきです。

今日の国保の危機を招いたのは、国庫負担金の削減にあります。国庫負担金を増額し、誰もが払える保険料にすべきと考え、この議案には反対といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 議案第15号 令和2年度岩出市国民健康保険特別会計予算につきまして、賛成の討論を行います。

国民健康保険制度は、市町村国保が抱える構造的な問題に対応していくため、県と市が共同保険者となり、広域化することで財政基盤の安定を図るなど、将来にわたって持続可能な制度とすることを目的に制度改革が行われ、今年度で2年が経過します。これにより県が財政運営の責任主体となり、市は、これまでも実施していた保険税率の決定、保健事業の実施などのほか、県が決定した国保事業費納付金を

納付することとなっております。

また、岩出市国保につきましても、被保険者が年々減少する一方、1人当たりの医療費は増加している状況であると聞いております。

歳入では、県支出金や国保事業費納付金納付のために必要な国保税額が予算計上されているとともに、被保険者の国保税負担の増加を一定程度緩和するため、基金を繰り入れる予算となっております。

歳出においては、県に納付する国保事業費納付金や特定健診など、被保険者の健康増進を目的として実施される保健事業費などが増額されており、国保事業運営に必要な予算が確保されていると思います。

以上の理由により、適正な予算と認められますので、私は本議案に賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第15号に対する討論を終結いたします。

議案第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

議案第17号 令和2年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 議案第17号 令和2年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

75歳以上の高齢者、65歳以上の障害者を対象にした後期高齢者医療制度が発足して4月で12年です。高齢者を年齢で機械的に区切り、1つの医療保険に無理に囲い込む制度は、保険料アップが繰り返されるなど、弊害と矛盾が深刻です。長生きを脅かし、高齢者につらい制度を存続させるべきではありません。

75歳以上人口がふえるほど、保険料アップにつながる仕組みになっており、値上げの傾向に歯どめがかかりません。年金から天引きされる保険料の重さが暮らしを

圧迫していることは明らかです。年金天引き対象外の低所得者の保険料滞納も深刻です。滞納者は、毎年20万人以上で推移、滞納が続き、有効期間が短い保険証を交付された人は2万人を超えています。お金が払えず、安定して医療にかかれなくなる事態は問題です。

高齢者の年金は毎年減額される一方で、後期高齢者医療保険料や介護保険料は増加している。無年金者や老齢基礎年金のみの方など、格差や貧困が広がっています。高齢者の尊厳が守られ、安心して入院、治療、療養ができるよう体制を整えることを求め、反対討論といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

福山晴美副議長。

○福山副議長 議案第17号 令和2年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、私は賛成の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は、都道府県単位で設置された広域連合が運営主体となり、市町村と協力して実施しているもので、保険給付費については、国・県・市の負担分が約5割、現役世代の後期高齢者支援金が約4割、残りの約1割を被保険者が保険料として負担し、社会全体で支えている制度です。

和歌山県では、和歌山県後期高齢者医療広域連合が保険者となり運営されています。今回の予算のうち、歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金が99.3%の9億3,716万4,000円で、被保険者の増加などにより、対前年比7.6%の増となっておりますが、納付金の内容は、保険料や療養給付費負担分などの制度を維持するために市の負担が必要とされる部分や、広域連合の運営に必要な事務費負担金などで、制度上必要な予算であります。また、人間ドック等保健事業費も計上されており、被保険者の健康増進に資するものと考えます。

以上述べました理由により、適正な予算であると認められますので、私は本議案に賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第17号に対する討論を終結いたします。

議案第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

議案第19号 令和2年度岩出市水道事業会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第19号 令和2年度岩出市水道事業会計予算に反対の討論を行います。

岩出市の水道会計については、毎年、監査委員から岩出市の経営状況は純利益を計上しており、安定した経営状況で推移している。安全で良質な飲料水を安定供給し、市民生活の向上と福祉の増進に寄与されるよう要望するとされてきています。

莫大なお金が黒字になるのは、基本水量20立方メートルまで使用していない家庭が、現在では約4,200戸という状況だからです。市民から水道料金を取り過ぎていると言わざるを得ない実態があります。この実態を踏まえた水道事業施策が求められると考えます。

内部留保額が30億円近くにまで膨らんでいる中で、市民生活に還元すべき必要性があるという面では、今年度も低所得者や基本水量に満たない弱者に対しての改善策や支援策は見えません。

また、職員体制面でも、5万3,000市民の命の水を預かる体制面でも、十分に対応できない側面が続けられている点があるとも考えます。

よって、水道会計の予算については反対といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 議案第19号 令和2年度岩出市水道事業会計予算について、私は賛成の立場で討論いたします。

令和2年度の水道事業会計予算については、給水収益が前年度と比較しますと、2,100万円増加しておりますが、年々水需要が減少傾向であり、営業費用についても、前年度と比較しますと3,021万3,000円が増加し、維持管理コストの増加により経営状況が厳しくなっていく中、水道事業の健全な経営に努めようとしていることがうかがえます。

また、建設改良費については、前年度と比較しますと1億9,817万円の増加で、8億6,013万4,000円の計上しており、老朽化している水道施設の改築更新事業や水

道管の布設、布設がえ、移設工事による管路の耐震化事業にも取り組んでおり、市民に安全で安定した水の供給を図れるよう、経営基盤の強化を図っているものと考えます。

水道事業は、市民生活や都市機能に欠かせない重要なライフラインであり、今後とも適切な管理運営のもと、効率的な事業を実施することで、災害に強いまちづくりを推進していただきたいと考えております。

以上のことから、私は本議案に賛成といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第19号 2020年度水道事業会計予算について、私は反対の討論を行います。

水道会計の予算については、従来から多額の金額を剰余金として計上しております。その一方で、不条理とも言える20立方メートル以下の使用料を全て一律に切り上げ、2,200円として徴収しております。岩出市世帯の約2%の住民の方が負担をしていると言わざるを得ません。この公序良俗に反し、不合理性をただすべき問題点を指摘してきました。過去の判断で、第一次的には住民自治による条例の改正によって解決されるべき課題であると述べております。

2人住まいの高齢者等の使用量は20立方メートルも使用していないと言われているのが現状であります。すなわち市民が疑問を感じたまま、議会の立法機関がこれらの声に応え、是正させるべき課題でもあります。

さらに、消費税のアップ10%により、ますます岩出市民の生活に負担を求めるものになっております。この消費税についてであります。私たちは、この消費税の問題について看過できない現状であります。

水道接続においても加入施設分担金が、他市に比べて高額であると市当局は認識しながら引き下げることもしない。今までの惰性と慣行として硬直した考えであり、市民の立場に立っていないものと考えます。地方自治体が独占で行わず、水道事業の会計は営利団体化していると言っても過言ではありません。

さらに、他市では実施している生活保護者や障害者等々への減免措置はなく、生活困窮者への温かい支援制度も求められていますが、それにも応えていません。諸経費でも電力使用量の削減について、具体的取り組みをしておりません。

提案をしたいと思っております。水道タンクからの段差や落差を利用して、発電装置を途中に設置をして、みずから発電をするということも考えられます。これについて

積極的な取り組みを申し上げたいと思います。

今後の水道事業は、水道法の改正で民間への運営が画策されておりますが、岩出市は明確に反対の態度を表明しておりませんし、すべきであると思います。

よって、この水道予算に対して、反対といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第19号に対する討論を終結いたします。

議案第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第22 議案第21号 副市長の選任について

○田畑議長 日程第22 議案第21号 副市長の選任の件を議題といたします。

副市長は退室願います。

(佐伯副市長退席)

○田畑議長 提案理由の説明を求めます。

市長。

○中芝市長 追加議案のほう、よろしく願いをいたします。

議案第21号 副市長の選任についてであります。現副市長の佐伯繁樹氏が令和2年3月31日をもって任期満了となりますが、同氏を引き続き副市長に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。よろしく願いします。

○田畑議長 これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることをのぞき願います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

質疑は自席でお願いいたします。

尾和弘一議員、質疑をお願いします。

○尾和議員 今回の副市長の選任についての議案であります。2点質疑したいと思

います。

選任するに当たり、どういう理由で、何をもとにして決めたのか。

2番目に、副市長の役職の業務及びその内容について、具体的にご答弁をください。

○田畑議長 答弁願います。

市長。

○中芝市長 尾和議員ご質疑の1点目の選任に当たって、何をもとにしたのかについてありますが、副市長の職務を的確に遂行できる人物を考え、選任しました。現在の地方自治体を取り巻く環境は一段と厳しくなっており、行政の複雑・多様化、住民ニーズの多種多様化に対応する必要がある中で、引き続きその職務を行っていただきたいと考えました。

2点目の役職の業務及びその内容は何かについてではありますが、副市長の職務につきましても、地方自治法第167条において規定されているところでもあります。その職務及び内容としては、市長を補佐し、市長の命を受け、政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務の監督を行うことでもあります。

以上でございます。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 2番目の副市長の業務、機関についてはご答弁をいただきました。

そこで1点ばかり、副市長の執行権及び人事権は副市長にあるのかどうか、ご答弁ください。

○田畑議長 答弁願います。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

副市長の執行及び任命権は副市長にあるのかどうかというご質疑であったかと思いますが。

○尾和議員 いやいや違う。

○大平総務部長 人事権ですか。

○尾和議員 人事権は言うたけど。もう1回言いましょうか。

○大平総務部長 はい。

○田畑議長 尾和弘一議員。

○尾和議員 副市長として、いわゆる執行権は副市長にあるのかという質疑であります。

す。及び人事権についても副市長にあるのかという質疑をしております。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

まず、副市長の執行権、行政に関する執行権だと思いますが、これにつきましては、市長から専権事項で与えられた分はあると思います。基本的には、最終的には市長が執行権を持っております。

それと、人事権につきましても、これは市長が最終的に判断をするものであります。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第21号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第21号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

討論ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 私は退室しますので。

(尾和弘一議員退室)

○田畑議長 これをもって、議案第21号に対する討論を終結いたします。

議案第21号 副市長の選任の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○田畑議長 起立全員であります。

よって、議案第21号は、原案のとおり同意されました。

副市長は入室願います。

(佐伯副市長入室)

○田畑議長 副市長から発言を求められておりますので、許可します。

副市長。

○佐伯副市長 議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま副市長の選任につきまして、議員の皆様方のご同意を賜りましたことを厚くお礼を申し上げます。

この場に立ちますと、4年前のことが思い出されます。岩出市が市制施行10周年を迎える大切な年に就任をさせていただきました。中芝市長を先頭に、健全財政の堅持を財政運営の軸として、これまで防災、災害対策、浸水対策、渋滞対策、下水道整備、観光振興、学力向上及び福祉の充実など、施策の推進に参画をさせていただきました。それ以来4年が経過し、徐々にではありますが、実を結びつつあるのではないかと考えてございます。

これからは、人口減少時代に入り、少子高齢化の対応や自然災害への備えなど、市政を取り巻く環境はさらに厳しくなると予測されます。

議員の皆様方のご指導、ご協力をいただき、市職員の皆様と一体となって、市長を補佐し、微力ではございますが、岩出市政発展のため尽力する所存でございますので、なお一層、ご指導を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。簡単でございますが、ご挨拶とさせていただきます。

(尾和弘一議員入室)

~~~~~○~~~~~

日程第23 発議第1号 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業の期間延長を求める意見書の提出について

○田畑議長 日程第23 発議第1号 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業の期間延長を求める意見書の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

(なし)

○田畑議長 発議第1号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、発議第1号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

発議第1号 防災防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業の期間延長を求める意見書の件に対する討論の通告はありません。

これをもって、発議第1号に対する討論を終結いたします。

発議第1号を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○田畑議長 起立全員であります。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました議員提出議案は、議長において、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣（防災）に提出しておきます。

~~~~~○~~~~~

日程第24 議員派遣について

○田畑議長 日程第24 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣につきましては、会議規則第158条の規定により、お手元に配付の写しのとおり、派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり議員派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の内容に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の内容に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されました。

~~~~~○~~~~~

日程第25 委員会の閉会中の継続調査申出について

○田畑議長 日程第25 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

各委員会委員長から会議規則第104条の規定により、お手元に配付の申出書の写しのおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○田畑議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を3月23日月曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を3月23日月曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(11時20分)